

平成24年3月16日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 企 画 課 長 北 島 徹 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 教 育 課 長 小 野 清 人 教 育 長 吉 田 茂 総 務 課 長 池 田 豪 文 税 務 課 長 白 濱 博 己 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年3月16日 午後1時30分開会（開議）

- 日程第1 請願第1号 井手口地区駐車場整備について
日程第2 請願第2号 百条調査特別委員会設置要因の調査について
日程第3 意見書案第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書
日程第4 委員長報告 報告第1号 予算特別委員会審査報告について
日程第5 討論・採決
日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午後1時40分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 請願第1号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 請願第1号 井手口地区駐車場整備について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いいたします。

○5番（林 眞敏君）

井手口地区の駐車場整備について請願をいたします。

請願第1号

請 願 書

井手口地区駐車場整備について

紹介議員 林 眞 敏

井手口地区の振興につきましては、平素より御配慮賜り感謝申し上げます。

さて、井手口地区におきましては、地域住民等による交流また各種活動も活発となり、特に公民館及び公園の利用が盛んになっております。

近年は、殆どの利用者が私有車を移動手段としておりますが、周辺に駐車場がないのが大きな要因となり、周辺への路上駐車を余儀なくされる状態が多々見受けられます。

施設等の利用者には、交通の妨げまた安全の確保等事故の防止についてはお願いしているところではございます。

旧中の尾団地し尿処理場跡地は駐車場として適地と思われませんが、現在、放置状態となっており、利用されていないようでございます。

このことにつきましては、以前にも要望いたした経緯もあり、ぜひこの場所を長期的視野にたつて、整地され駐車場として活用させて頂きたく、地方自治法第124条により、お願いいたします。

私どもも地域住民として、労働奉仕等何らかのお手伝いも出来ると思えますし、ぜひ宜しくお願いいたします。

平成24年1月20日

上峰町議会議員 大川隆城様

井手口区長 佐野正利
中の尾団地連絡協議会長 中村文廣
評議員 藤野禎一
〃 井上まり子
〃 徳安雄一
〃 飯干忠
〃 今村誠
〃 白濱正行
〃 出口聖治
〃 吉岡正浩

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、お諮りをいたします。

質疑の途中ではございますが、ただいまの請願第1号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 請願第2号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 請願第2号 百条調査特別委員会設置要因の調査について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いいたします。

○5番（林 眞敏君）

2件目の請願書に参ります。

請願第2号

請 願 書

平成23年12月21日

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

紹介議員 林 眞 敏

紹介議員 碓 勝 征

件名 百条調査特別委員会設置要因の調査について

投書文の概要は上峰町議会だより（広報編集委員長H22年7月26日発行）によると、「職員採用試験で、1行作文が保管されておらず、差し替えが行われているので、調査を進めよ」とされている。平成22年3月に百条調査特別委員会が設置された。「保管文書が何のために差し替えられたか」が、百条委設置の目的であったはずだ。百条委が「秘密会で、5日間（証人喚問24人）」「公開で、3日間（証人喚問20人）」計8日間・証人喚問が開かれた。さらに、百条委の委員長と副委員長のみで、職員へ証人喚問を行った。これは有効でない（前議会事務局長の言）。

平成22年12月議会で、百条委の調査結果報告がまとめられ、虚偽証言したとして、平成23年1月に、職員が告発された。

佐賀地検は平成23年10月7日、「町職員採用試験の作文さしかえ騒動をめぐり」、町議会が虚偽の証言したとして、職員を告発していたが、「偽証は認定できる証拠はなかった。本人は書き換えたことを認めているのに、時期や誰から指示されたかを、偽るメリットがあるのだろうか」と述べ、嫌疑不十分で“不起訴処分”とした。

このことの大きな要因は「投書文」である。

よって、・・・不起訴処分・・・をうけて、告発問題の真実を究明するために、この「投書文等」を解明して下さるようつよく要望いたします。

以上地方自治法第124条により、下記“請願理由”及び上記のとおり請願書を提出します。（請願理由）

- 1、佐賀地検の処分（不起訴）をうけて、投書文の公開及び投書文差出人の鑑定を実施し公開すべきである。
- 2、平成11年4月入庁直後に書いた作文であるか、投書文にある“差し替え”の疑いある平成17年前後に書かれた作文であるかの、特定するため、作文用紙の紙質の鑑定をすべきである。

請 願 者

氏 名 上峰町をよくする会 会長 福 島 薫

住 所 上峰町大字前牟田1643

氏 名 上峰町をよくする会 副会長 寺 崎 三 男

住 所 上峰町大字坊所2028番地

氏 名 上峰町をよくする会 副会長 吉 田 豊

住 所 上峰町大字坊所202番地 2

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、お諮りいたします。

質疑の途中ではございますが、ただいまの請願第2号は総務厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は総務厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 意見書案第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）、これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

私のほうから意見書案第1号を申し上げます。

意見書案第1号

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年3月16日 提出

国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）

日本国憲法によれば、国も地方自治体も理念的には、ともに国民・住民の権利の保障と福祉の実現のために存在するものです。この点からすれば、国家行政組織の役割を考える場合の基本的視点は、何よりも国民の権利保障におかれなければならないのです。憲法が定める各種の基本的な人権、とりわけ生存権、教育権、労働基本権などの社会権は国の積極的施策を通してのみ実現されるものであり、憲法は国の責任として定めていると解釈すべきで、国の役割は、地方自治法第1条の2第2項が定める役割に限定すべきではなく、むしろ、国民の権利保障という本来の目的の実現のために、現状よりもいっそう拡充されなければならないものと考えます。

この考えに立って、国と地方（自治体）の役割分担のあり方について考える必要があります。先に述べたように国の基本的役割である国民の権利保障は、地方自治体もまた住民の権利保障のために存在するものであることを踏まえたうえで、国と地方自治体の役割をどのように分担しあうかを議論しなければならない。一方的に国の役割を縮小し地方に移譲することが全て善であるという単純な地域主権万能論は国の果たす役割放棄を正当化しているにすぎないものです。

国民・住民の権利保障にあたっては、国と自治体が相互に役割分担をして協力しながら事務・事業を遂行してきました。このような場合に「二重行政の弊害」の名の下に国の事務・事業の必要性を否定することは、結果的に国民・住民の多様な公的サービスを享受する権利を失わせるものです。

しかし、政府は①国の義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権利移譲 ②地方交付金の一括交付金化 ③国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を平成22年6月22日に閣議決定しました。

日本国憲法に基づく国民・住民の人権保障は、国・自治体としての現行法律でも十分に行えるものであり、貧困の深刻化や格差の拡大、医療や年金、雇用問題など様々な社会不安が増大しています。国民の安心と安全を確保するために、今まさに、国・地方行政の役割が重要となっています。国民・住民の要求にこたえるためにも、国・地方の行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大しています。

現在、国が進めている「地域主権改革」により、国の出先機関の廃止・地方移譲や広域行政組織が進めば、地方における行政サービスが大幅に低下し、国民・住民の生活に支障を来すばかりか、地域間格差が拡大することが懸念され、行政の効率化によって、国民の利便性や権利保障の後退を招き、住民や地方自治に犠牲を強いるものです。

国民・住民の生活を保障するための行政サービス等の拡充に向け、以下の事項の実現を強く求めるものです。

1. 地方に犠牲を強いる「地域主権改革」は行わないこと

2. 行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

佐賀県 上峰町議会

内閣総理大臣 野田佳彦様
総務大臣 川端達夫様
法務大臣 小川敏夫様
財務大臣 安住淳様
厚生労働大臣 小宮山洋子様
国土交通大臣 前田武志様
経済産業大臣 枝野幸男様
佐賀県知事 古川康様

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第4 委員長報告 報告第1号

○議長（大川隆城君）

日程第4. 委員長報告、報告第1号 議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算、これを議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。予算特別委員会審査報告書を読み上げて説明にかえさせていただきます。

報告第1号

平成24年3月16日

予算特別委員会審査報告書

予算特別委員会

委員長 中山 五 雄

平成24年3月2日の本会議において、本委員会に付託された議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算について、3月5日、6日、7日、9日の4日間にわたり委員会を開催し慎重に審議いたしました。

質疑終結のあと直ちに採決を行い、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の過程での主な意見及び要望は下記のとおりです。

記

○全体事項

- ・ 予算編成にあたっては、将来の展望を見据えて編成すること。
- ・ 総合計画実施計画の内容を予算に反映させること。
- ・ 各種補助金の額については、慎重に対応すること。

○歳 入

- ・ 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の整理作業費については、早期の収納に努めること。
- ・ 学校給食費過年度分のうち、転居先不明等で手だてがないものについては不納欠損処分を検討すること。
- ・ 町民センターの利用者増に努めること。
- ・ 住宅使用料滞納分の解消に努めること。

○歳 出

(総務課)

- ・ 職員定数条例は適正な人数に改正すること。
- ・ 選挙事務については、経費削減の方法を検討すること。

(税務課)

- ・ 滞納整理推進機構へ出向した職員については、出向終了後は税務課に配置すべき。

(企画課)

- ・ 庁舎における光熱水費については、更なる節減に努めること。
- ・ ヨジュ郡との国際交流については、姉妹協定を結んでいるので、中学生だけの交流ではなく、幅広い分野での交流を推進すること。

(振興課)

- ・ 農地・水・環境保全向上対策事業が町内全地区で取り組まれるように推進すること。
- ・ 町内商工業の振興のために、商工会への補助金を充実させること。

- ・町道補修工事が必要な箇所については、早急な対応に努めること。

(健康福祉課)

- ・各種健康診査の受診率向上に努めること。
- ・通学福祉バスの契約内容の見直しを検討すること。

(住民課)

- ・ヘリコプター騒音測定箇所については、測定箇所の追加及び変更を検討すること。

(教育課)

- ・教育予算については、人材育成の面からも充実させること。
- ・指導主事の配置を早急に検討すること。

(生涯学習課)

- ・鎮西山キャンプ場のUFOテントは、撤去する方向で協議すること。
- ・公民館長の勤務体系等については、教育長が指示すべき。

(文化課)

- ・八藤丘陵(太古木)の公有化の推進に努めること。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(大川隆城君)

ただいま中山五雄委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大川隆城君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決であります。本案は委員長の報告どおりに決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大川隆城君)

起立多数であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 討論・採決

○議長(大川隆城君)

日程第5. 討論・採決。

議案第2号 上峰町暴力団排除条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 上峰町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

この5号議案につきましては、議案第21号と非常に関連がございますが、3月の定例会を

開会からいろいろと精査してみますと、余りにも行政の不手際が多過ぎたように思います。本当に町長が頭を3回ほども下げられたというようなこともございまして、もっと行政の方々におかれましては、慎重な協議をされて提案をしていただくように私は強く要望するものでございます。

そういった中で、教育長の報酬を15%下げる要因が見当たらない。なぜならば、予算書を見てみますと、前年度比140,000千円の増で提案がされております。また、23年度の3月末に財政調整基金4億円ないし5億円があるというような報告を受けております。そうしますと、なぜ教育長の給料だけ15%を下げる必要があるのか。僕はないと思います。なぜならば、条例どおりの給与並びに報酬が支払われております。そういったことを考えると、教育長の15%をカットする要因は見当たらない。

よくよく行政の方もお考えになってこの議会に提案をしていただかなければならないと僕は考えます。余りにも不公平な上程であると思います。あつてはならないことでもあります。もっと深く考えますと、教育長の任期が10月いっぱい聞き及んでおります。もし、これが可決をすることによれば、これはまた問題が9月の議会に出てくる可能性が大であります。条例をそう簡単に変えるものではないと僕は思います。

このことについても、折衷案を僕は委員会の中で出させていただきましたけれども、行政は受け入れを拒まれ、そのまんまの状況になっております。

もっともっとやはり議員の皆さんは一人一人の考え方はあるでしょうけれども、議会というものをもう少しやっぱり皆さんが理解をしていただいて、できないものはできないと、行政に協力する分はきちっとやっていくと。そうしないと、やはりことわざにあるように、行政と議会は両輪のごとくという言葉もございまして。行政側の不始末によって、これを議会に提出するべき議案ではないと僕は思います。したがって、この5号議案については反対をさせていただきます。

以上でございます。

○10番（中山五雄君）

私は、賛成討論をさせていただきます。教育長は町の三役の一人です。教育長自体が、財政が厳しいので、少しでも上峰町の役に立ちたいということで、財政の健全化に向けて少しでも私の給料のカットをして役に立てればという気持ちでそうしておりますということで、予算委員会のときに聞き及んでおりますから、私は賛成をいたします。

○議長（大川隆城君）

反対討論はありませんか。

○7番（岡 光廣君）

反対討論をさせていただきます。この上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の改正、この分につきましては、一応内容的に予算審議の折に、一応経過等を踏ま

えて内容的に確認していったわけですが、同僚議員が言われた内容と全く一緒ですけれども、私は、当然この理由そのものについては、条例どおりにすべきものというふうには判断しているわけです。

内容的にその15%カットについてのその当時の教育長の発言につきましては、最初からの意見を言われてそのような結果に結びついたものではなかったということで、当時、私もその条例どおりの状態で進めていただかれて、そして後ほど修正の案を要請いたしましたけれども、それはその場の状態で進んでいったということでもあります。そういうことで、私は条例どおりの形で進められてないということに対して反対をしていきたいと思っております。内容的には8番議員が言われた内容と一緒にさせていただきます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

私は、賛成討論という立場で話をさせていただきます。

非常に財政難、もちろん24年度予算につきましては、1億何がしかの増にはなっておりますけれども、起債、いわゆる借金の返済がことし870,000千円、そして次年度以降も毎年8億円という非常に厳しい財政状況が続く中で、町長は公約で50%ということでございます。副町長につきましても、22年の4月から3月31日まで20%カットと。今、空席でございますけれども、いわゆる三役の一つの中の教育長の報酬、私も調べてみましたけれども、20年の4月から22年の3月31日まで15%カット、22年の4月1日から3月31日まで20%カット、23年の4月から本年の3月31日まで15%カットということで、この教育長報酬につきましても、いわゆる財政難の絡みで、もちろんみずからもそういう発言があったと聞きますけれども、いずれにいたしましても、この財政難は厳しい状況はまだ続きますので、これは私は教育長の報酬カットについてはぜひ進めていただきたいという賛成の立場で申し上げます。

○議長（大川隆城君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 上峰町福祉資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 上峰町税条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 上峰町公有水面使用料に関する条例を廃止する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

税務課長白濱博己君の退場を求めます。

〔税務課長 退場〕

○議長（大川隆城君）

議案第15号 上峰町固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第15号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第15号 上峰町固定資産評価員の選任同意についてを採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第15号 上峰町固定資産評価員の選任同意については同意することに決定されました。

しばらくお待ちください。白濱博己君の入場を認めます。

〔税務課長 入場〕

○議長（大川隆城君）

次に進みます。議案第16号 町道路線の認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第22号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成24年度上峰町土地取得特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより討論を省略して、諮問第1号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、諮問第1号を採決いたします。

本件につきましては、矢動丸勝彦氏を適任とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は矢動丸勝彦氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、会議を閉じます。

平成24年第1回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後2時29分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議員 松田俊和

上峰町議会議員 岡光廣